

千葉県図書館「地域おはなしボランティア」登録・運営要項

1 趣旨

この要項は、千葉県図書館において、「地域おはなしボランティア」として活動を希望する者の登録及び取扱に必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、「地域おはなしボランティア」とは、本市における子どもたちの読書活動の推進を目的に実施する「おはなし会」等の趣旨に賛同し、自らの自由意志により、その知識及び技能を無償で提供する者をいう。

3 登録対象者

「地域おはなしボランティア」の登録対象者は、次に示す研修等を修了した者とする。

(1) 基礎研修

千葉県生涯学習センター主催施設ボランティア「まなびサポーター」養成研修

(2) 専門研修

千葉県図書館主催「地域おはなしボランティア養成講座」（初級・中級・上級）

(3) 修了証書の授与

上記「基礎研修」及び「専門研修」を共に修了した者に「地域おはなしボランティア養成講座」修了証書を授与する。

4 登録手続き等

「地域おはなしボランティア」への登録手続きは、次のとおりとする。

(1) 「地域おはなしボランティア」への登録を希望する者は、所定の登録申請書・登録票を千葉県中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）に提出する。

(2) 「地域おはなしボランティア」の登録期間は2年間とし、更新時には活動実績等を考慮した上で再登録を行うものとする。

(3) 「地域おはなしボランティア」として登録をした者に、図書館の秩序を乱し、信用を失墜させるような行動があった場合、中央図書館長は、登録期間の中途であっても、登録を取消することができる。

5 活動領域及び活動内容

「地域おはなしボランティア」の活動領域及び活動内容を次のとおり定める。

対象	活動領域	活動内容
乳幼児 ～ 中学生 まで	各団体「おはなし会」	わらべうた、絵本の読み聞かせ及び素話の実践
	千葉県保健所保健指導課が実施する検診	
	「千葉県子ども読書まつり」おはなし会	
	その他中央図書館長が認めた活動	
一般	千葉県保健所保健指導課が実施する検診	わらべうた、読み聞かせ及び素話の実践、並びにその目的・効用に係る講義
	読み聞かせ等の講座	

6 活動報告書

「地域おはなしボランティア」の活動を行った者は、実施した活動内容等について、所定の報告書に記載し、中央図書館長に提出しなければならない。

7 活動に係る連絡と調整

千葉市中央図書館（以下「中央図書館」という。）情報資料課児童青少年班に担当者を置き、「地域おはなしボランティア」の活動に関する連絡と調整を行う。

- (1) 中央図書館及び地区図書館が各団体より「おはなし会」等の要請を受け付ける。
- (2) 要請を受けた館は、登録者に活動の実施を依頼する。
- (3) 要請を受けた館は、実施者決定後、中央図書館と依頼団体に連絡する。

8 研修

中央図書館は、「地域おはなしボランティア」としての資質向上を図るため、登録者に対する研修を実施する。また、「地域おはなしボランティア」登録者が自主研修をする場合、その支援を行う。

9 守秘義務

「地域おはなしボランティア」として活動を行った者は、その活動の過程で知り得た情報を漏らしてはならない。活動を退いた後も同様とする。

10 庶務

「地域おはなしボランティア」に関する事務は、中央図書館情報資料課児童青少年班が行う。

1 1 その他

この要項に定めるもののほか、「地域おはなしボランティア」登録及び運営に関して必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要項は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この要項は、平成22年3月1日から施行する。